

国立大学法人京都大学部局長会議規程の一部を改正する規程

国立大学法人京都大学部局長会議規程（平成十六年達示第五号）の一部を次のように改正する。
第三条中第七号を削り、同条第八号中「、生態学研究センター長及び国際融合創造センター長」を「及び生態学研究センター長」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「高等教育研究開発推進機構長」の下に「、環境安全保健機構長、国際イノベーションセンター機構長、国際交流推進機構長、情報環境機構長及び図書館機構長」を加え、同号を同条第八号とする。
附則第二項中「（第三条第八号に掲げるセンター長を除く。）」を削る。

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。